

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第160号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年10月25日 08時44分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀港第3区 横須賀港西防波堤灯台から真方位017° 2,100m付近 (概位 北緯35° 18.41' 東経139° 41.51')
事故等調査の経過	平成26年10月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第十二 ^{こぎん} 小金丸、15トン KN2-1757（漁船登録番号）、個人所有 第235-32766号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート ^{ジャック} JACK、5トン未満 235-20359 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 船首に擦過傷 B 左舷ブルワークの船内側に亀裂及び上部防舷材に剝離、航海灯の支柱に曲損
事故等の経過	A 船は、船長A及び乗組員Aが乗り組み、釣り客11人を乗せ、船長Aが、操舵室左舷側の椅子に腰を掛け、横須賀港第1号灯標の南西方沖において、約3～4ノット(kn)の対地速力で、ふだん利用する釣り場に向かっていったところ、進路上100～200mの所で漂泊しているB船に気付き、B船の近くで止めるつもりで南東進した。 船長Aは、突然、大きな音が聞こえたので、何かに当たったと思い、すぐに主機を停止したところ、左舷船首方からB船が現れたのを見て、衝突したことを知り、船長Bのけがの有無を確認するとともに、横須賀港西防波堤灯台の北北東方沖までB船に並走した後、海上保安庁へ通報した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、横須賀港第3区で船首を北方へ向け、船外機を止めて漂泊中、船長Bが、右舷船尾の椅子に腰を掛け、船首方を向いて釣りを行っていた。 船長Bは、B船に向かって接近して来るA船に気付き、B船の至近を避航していくものと思ったが、更に接近して来たので、立ち上がって大きく手を振ったものの、A船が変針する様子はなく、危険を感

	<p>じ、右舷船尾の椅子に腰を掛けて身をかがめ、右舷ブルワークに^{つか}提まっていたところ、平成26年10月25日08時44分ごろ、A船の船首とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃によって甲板上に打ち込んだ海水をくみ出した後、損傷状況を確認し、船長Aの連絡先を聞いて、自力で帰港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約2.3m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>A船は、操舵室からの見張りに支障を来すようなものではなく、航行中、3～4knで航行しても船首が浮上せず、船首方に死角を生じることとはなかった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、B船に向かって航行していたとき、途中までB船を見ていたものの、その後、ぼうっとしていた。</p> <p>A船には、左舷側に釣り客5人が、右舷側に釣り客6人が、それぞれ船首から船尾にかけて備え付けられた長椅子に腰を掛け、乗組員Aが左舷船首にいたが、B船に接近している状況に気付かなかった。</p> <p>A船は、船長A、乗組員A及び釣り客の約半数が救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長Aは、約30年前から遊漁船に乗り組んでおり、月平均約20～25日運航し、本事故発生場所の航行経験が豊富であった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用し、左舷船尾部に備えた両色灯にホイッスルを掛けていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、横須賀港第3区において、釣り場に向かっていたところ、船長Aが、釣り場に漂泊中のB船を認め、B船の近くで止まるつもりで南東進中、見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、横須賀港第3区で釣りをを行いながら漂泊中、船長Bが、接近して来るA船に気付き、至近で避航していくものと思ったが、A船の進路が変わらなかったため、A船に対して大きく手を振って、注意喚起を行ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、横須賀港第3区において、A船が南東進中、B船が漂泊中、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、操船に意識を集中し、周囲の見張りを適切に行うこ

と。

- ・ 漂流中であっても周囲の見張りを適切に行い、他船が接近する場合には、主機を使用して避航できるようにすること。
- ・ 救命胴衣を着用すること。